

第1章 健康保険制度について

このご案内は令和5年8月作成時点での情報をもとに作成されております。
令和6年秋頃に予定されている組合員証(保険証)の廃止については、詳細が決まり次第別途お知らせします。なお、下記に記載の「組合員証(等)」は、廃止後は「組合員資格者証(等)」と読み替えてください。

【1】退職後の健康保険の加入について —資格担当—

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。今まで使用していた組合員証、被扶養者証等は使えなくなりますので、何らかの健康保険制度に加入しなければなりません。

加入する健康保険制度は、退職後の進路等によって異なりますので、下表を参考に確認してください。

退職後の進路		健康保険の加入先
A	再任用フルタイム勤務(38時間45分/週)及び再任用短時間勤務(週20時間以上)	公立学校共済組合大阪支部
B	健康保険制度の適用がある再就職(公立学校共済組合大阪支部以外)	就職先の健康保険(全国健康保険協会など)
C	臨時的任用職員・任期付職員(常勤の臨時講師等)	公立学校共済組合大阪支部
D	非常勤職員(週20時間以上で2ヵ月を超えて使用される見込み)	公立学校共済組合大阪支部
E	再任用勤務(週20時間未満) 健康保険制度の適用がない再就職 再就職しない	・ 共済組合の任意継続組合員 ・ 国民健康保険 ・ 家族の被扶養者になる 上記のうちいずれかを選択

A 再任用フルタイム勤務(38時間45分/週)及び再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員証等はそのままお使いいただけます。

扶養認定されている親族(扶養家族)も同様です。※1

* 就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。

B 健康保険制度の適用がある再就職

組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校が資格担当へ返送してください。

資格喪失証明書が必要な場合は、証返納時に「資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。

* 任意継続組合員への加入はできません。

* 健康保険制度の適用があるかどうかは、再就職の雇用先に必ずご確認ください。

C 臨時的任用職員・任期付職員(常勤の臨時講師等)

組合員証等はそのままお使いいただけます(同一の任命権者で、任用が9日以内の場合のみ)。

* 上記に該当しない場合、次ページDのイと同様の取り扱いとなります。

D

非常勤職員(週 20 時間以上で 2 カ月を超えて使用される見込み)

- ア. 1 日もあかずに任用される場合、組合員証等はそのまますべてお使いいただけます。
- イ. 空白期間がある場合、任用日からの加入となるため、再度資格取得手続きが必要です。
扶養家族については、組合員の資格取得手続きと同様に被扶養者の認定申告が必要です。
- (注意) Cとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の
終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません(一部市費間を除く)。

E

再任用勤務(週 20 時間未満)、健康保険制度の適用がない再就職、または再就職しない

組合員証等は使えなくなりますので、下記①～③から次に加入する健康保険制度をご選択
ください。(①②は保険料等の納付が必要)

- ① 共済組合の任意継続組合員 詳細については P11 をご確認ください。
- ② 国民健康保険 ※2
- ③ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる ※2

※1 組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校
共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共
済組合限度額適用認定証」のことをいいます。

※2 加入には資格喪失証明書の交付申請を行ってください。「資格喪失証明書交付申請書」の様式は、大阪
支部ホームページの「様式集」→「組合員資格関係の様式」に掲載しています。

配偶者*を扶養していた場合の手続きについて

* 20歳以上60歳未満の者に限る

退職後の進路

B C D

引き続き配偶者を扶養する場合、
配偶者は再び国民年金第3号被保険
者となります。
手続き方法については、再就職先で
確認してください。

退職後の進路

E

扶養されていた配偶者は、組合員の退職後、
国民年金第1号被保険者となります。
住所地の市区町村の国民年金担当課で、
第1号被保険者への種別変更の手続きを
してください。

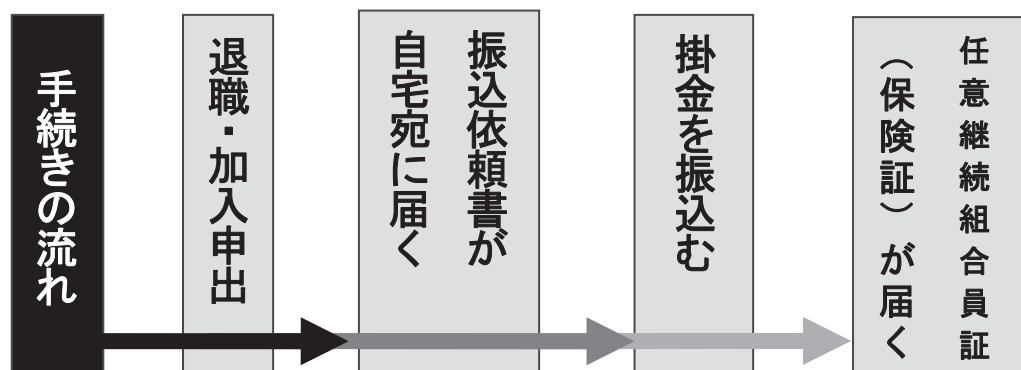
医療費の窓口自己負担額について

本人・家族(入院・外来)の自己負担額は3割です。
ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割が自己負担額となります。

【2】任意継続組合員の申出手続きについて

—資格担当—

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です（ただし、退職後の進路に健康保険制度の適用がない場合に限る）。なお、年金制度への加入はありません。任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経て、資格担当へ提出してください。



任意継続組合員証等については、掛金の入金を確認後、ご自宅あてに送付します。

退職後、任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間は、お手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となり、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。医療機関を受診し10割負担となった場合は、医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。（詳細は任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。）

1 加入資格

以下の要件を全て満たしていることが必要です。

注意！

<input checked="" type="checkbox"/>	退職日の前日まで引き続き1年以上現職の組合員期間があること。
<input checked="" type="checkbox"/>	退職日を含めて20日以内に指定様式の申出書を共済組合に提出すること。※1
<input checked="" type="checkbox"/>	掛金を期日までに払い込むこと。

* 定年退職後に再任用勤務をされる場合、フルタイム勤務及び短時間勤務（週20時間以上）の方は、健康保険上の退職にはあたらないので任意継続組合員の申出は不要です。

【注意】 下記の場合は、組合員期間の要件を満たしません。

（例1）令和5年4月1日加入～令和6年3月31日退職

→ 組合員期間が1日不足しているため。

（例2）令和4年4月1日任意継続組合員として加入～令和5年7月1日に講師等で再就職（再就職と同時に現職組合員の資格を取得）～令和6年3月31日退職

→ 任意継続組合員としての期間は通算できないため。

2 申出用紙の入手

1月末頃に所属所へ手続きの通知文書を送付します。
その際に申出書様式を同封しますので、複写してご利用ください。
また、大阪支部ホームページ「お知らせ」にも申出期間中のみ掲載します。



公立学校共済組合大阪支部 お知らせ

検索

大阪支部ホームページ

3 申出期間・方法

退職日を含め20日以内に「任意継続組合員申出書」等必要書類を資格担当へ提出してください。

期日を過ぎると加入できませんので、ご注意ください。※1

- * 3月末退職者に限り、退職日より前に任意継続の申出ができる、事前申出制度がご利用できます。詳細については、1月末頃に所属所へ送付する通知文書をご確認ください。

4 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。

ただし、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、取消申告が必要です。

- * 任意継続組合員制度は、年金制度への加入はありませんので、それまで国民年金第3号被保険者となっていた、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入手続きが必要です。

5 任意継続組合員の資格喪失について

再任用等で再就職した場合や他の健康保険に加入する場合は、「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を提出して、任意継続組合員の資格喪失手続きを必ず行ってください。

資格喪失の事由	資格喪失日
組合員が死亡した時	死亡した翌日
再任用等で当支部に再度加入した時	加入日
再就職で他の健康保険に加入した時	加入日
国民健康保険に加入、家族の扶養になる その他、自己都合により資格喪失を希望する時	「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を送付 (当支部到着)した日の属する月の翌月1日

注意事項

- 任意継続組合員となってから再就職等(臨時的任用職員含む)により健康保険制度の適用が生じた場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。
- 任意継続組合員の資格をいったん喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできません。

申出期間がすぎた場合、任意継続組合員には加入できません！

当支部からの広報や通知文、ホームページのお知らせを確認しなかった等の理由であつても対応できませんので、当支部からのご案内は必ずご確認ください！

※1 申出については、退職日以降に行うことができます(事前申出期間中を除く)。

申出期間については、郵送に限り当日消印有効です。それ以外の場合は、当支部に申出書が到着した日を手続き日とみなしますので、期限間近に申出をする場合は、支部の窓口へ直接提出するか郵送でお送りください。逓送便で送付した申出書の到着日が期間外だった場合、申出は無効となります。

1 掛金額

掛金月額は、任意継続掛金の標準となる額に下記の掛金率を乗じることにより算定します（円未満の端数は切り捨て）。

- ① **【任意継続掛金の標準となる額】** × **短期掛金率**（令和5年度の短期掛金率=93.2/1000）
- ② **【任意継続掛金の標準となる額】** × **介護掛金率**（令和5年度の介護掛金率=16.0/1000）

※40歳以上65歳未満の方は①に加え②の介護納付金が増算されます（それ以外の方は①のみ）。

※令和6年度の掛金率は令和6年2月頃に各所属所へ通知予定です。

【任意継続掛金の標準となる額】は、AとBを比較し、低い方の金額を採用します。

A) 退職時の標準報酬月額：退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額

B) 平均標準報酬月額：毎年9月30日における全組合員の標準報酬月額の平均額

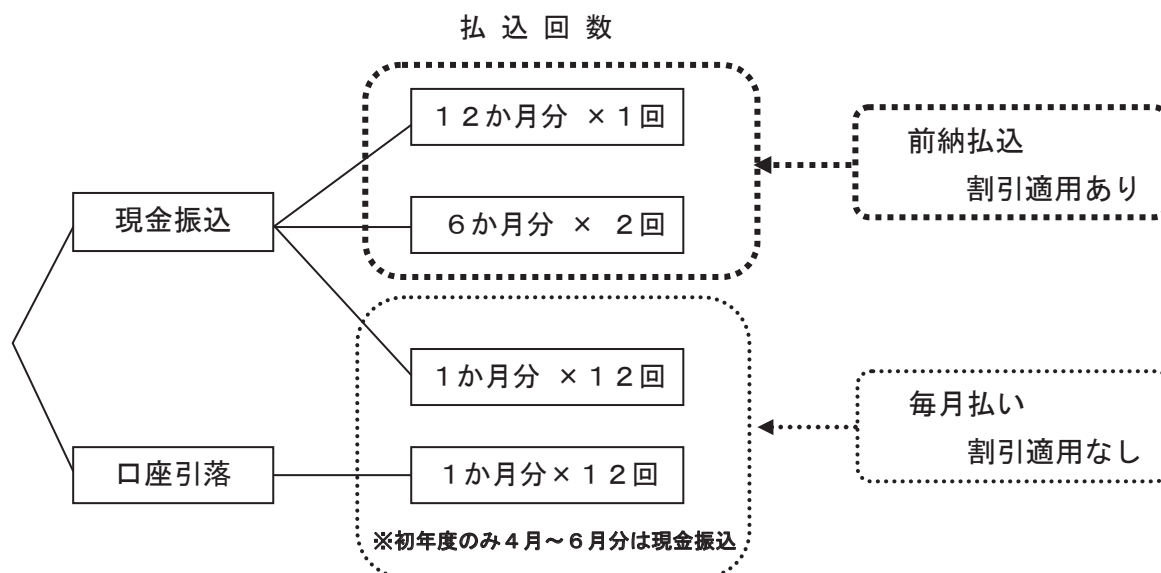
（参考）令和5年度平均標準報酬月額：410,000円

2 払込み方法

掛金の払込み方法は、「前納払い」か「毎月払い」のいずれかを選択することができます。

前納払いでは、掛金の割引適用があります。

※任意継続組合員期間は最長2年間ですが、掛金は1年度ごとに金額の案内を行います。



(1) 振込依頼書による払込み

ア 割引適用あり【前 納】

掛金をまとめて前納（6か月、12か月）する場合には割引制度があります。

例えば、事前申出の場合で、任意継続掛金の標準となる額が410,000円のと看、毎月払いでは介護掛金分を含め年間537,264円になりますが、年一括払いは526,004円、半年払いは531,162円になり、年一括払いは11,260円、半年払いは6,102円割り引かれます。

イ 割引適用なし【毎月払い】

原則、該当月分の掛金を前月の末日（振込依頼書に記載）までに振込みが必要です。

(2) 口座引落とし（年度末退職者のみ）

りそな銀行の口座から毎月引き落としを行います。

提出書類：「預金口座振替依頼書」

【口座引落としにあたっての注意事項】

- ・口座振替の設定手続きに期間を要するため、引き落とし開始は7月分からとなり、6月分までは掛金振込依頼書で振込みしてください。
- ・「預金口座振替依頼書」の提出が締切日までになかった場合や、書類に印相違等の不備があった場合、7月分以降も振込依頼書での支払方法に変更します。

3 喪失手続きと還付請求

掛金の入金後、就職や自己都合等により任意継続組合員の資格を取り消した場合で、前納により、未経過部分があるときは掛金を還付します。

提出書類：「資格喪失申出書」（再就職先の保険証の写し・任意継続組合員証等を添付）

「任意継続掛金還付請求書」

- ・請求のあった月の翌月末以降に、組合員の指定する銀行口座あてに精算金額を還付します。
- ・任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、該当月分の掛金が必要です。

（例）3月31日退職の方で、4月2日付けで再就職等となり任意継続組合員の資格喪失日が4月2日となる場合は、任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合に該当しますので、4月分は還付対象外となります（4月1日喪失の場合、任意継続組合員加入期間なしのため全額還付）。

4 社会保険料控除について

任意継続掛金は所得税の社会保険料控除の対象となりますので、共済組合から1月下旬に「掛金収納証明書」をご自宅あてに送付します。金額等をご確認の上、確定申告等にご使用ください。

（確定申告についての詳細は最寄りの税務署へお問い合わせください。）

【4】任意継続組合員に対する福祉事業について—健康・福祉担当—

令和6年度の任意継続組合員に対する主な福祉事業は下表の予定です。

年度途中で、任意継続組合員の資格を喪失した場合は、その時点から利用できませんのでご注意ください。

事業の詳細については、任意継続組合員証交付時に配付の「令和6年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」でご確認ください。

事業	利用
○特定健康診査・特定保健指導 (年度末年齢40歳以上75歳未満の方のみ)	対象者へ共済組合から案内します。
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談 ○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談 ○無料法律相談 ○トレーニング施設利用助成	現職の組合員と同じ条件で利用できます。
○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品等配付事業	利用できません。 ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設については「宿泊施設特別利用者証」(P.52参照)提示により組合員料金で利用できます。

※半日ドック(共済健診)については、詳細が決まり次第、支部ホームページに掲載します。

支部ホームページまたは、「令和6年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」にてご確認ください。

貸付事業については、任意継続組合員証交付時に配付の「任意継続組合員のしおり 2024」をご覧ください。

1 短期給付の概要

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」があります。

退職後に加入する健康保険制度（P9【1】を参照）が公立学校共済組合大阪支部となる方は、現職時と同様に下表の短期給付を受けることができます。また、退職後に任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表（休業給付を除く。（※参照））の短期給付を受けることができます。

区分	支給要件		給付の種類	
			法定給付	附加給付
保健給付	病気やケガで医療機関を受診したとき	組合員	療養の給付 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族療養費 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費	家族療養費附加金
	組合員証が使えなかったとき （治療用装具を購入したとき等）	組合員	療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族療養費	家族療養費附加金
	1年間（8/1～翌年7/31まで）の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の基準額を超えたとき		高額介護合算療養費	
	訪問看護を受けたとき	組合員	訪問看護療養費 高額療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族訪問看護療養費 高額療養費	家族訪問看護療養費附加金
	医師の指示により緊急やむを得ず 病院などに移送されたとき	組合員	移送費	
		被扶養者	家族移送費	
	出産したとき	組合員	出産費	出産費附加金
		被扶養者	家族出産費	家族出産費附加金
	死亡したとき	組合員	埋葬料	埋葬料附加金
		被扶養者	家族埋葬料	家族埋葬料附加金
	休業給付	組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金（※）
組合員が介護休業をしたとき		介護休業手当金		
組合員が被扶養者の看護等のため欠勤したとき		休業手当金		
組合員が育児休業をしたとき		育児休業手当金		
組合員が出産のため休業したとき		出産手当金（※）		
災害給付	災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金	
		被扶養者	家族弔慰金	
	組合員又は被扶養者の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	

（※）傷病手当金及び出産手当金は、退職日に支給要件が発生している場合は、任意継続組合員の資格を取得した場合も給付を受けることができます。【支給要件については、P17を参照】

2 退職後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している健康保険の被扶養者（※1）の資格を取得した場合は、下表の給付に限って受けることができます。

（※1）傷病手当金及び出産手当金については、給付を受けることで健康保険の被扶養者になれない場合がありますので、（給付金が恒常的収入に該当し、被扶養者としての認定基準を超える場合あり。）退職後に扶養認定を予定されている健康保険組合等へご確認ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	<p>組合員期間が1年以上であった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため勤務に服することができないとき</p> <p>①傷病手当金を受給中に退職した ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない</p>	<p>支給開始日（※2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の内平均額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く）</p> <p>※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。</p>	<p>◇傷病手当金請求書 （暦月単位で請求）</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職後に加入した健康保険証の写し 年金証書の写し （年金受給者のみ） <p>※支給要件②の場合は、 ・退職月の出勤簿の写しも必要</p>
※老齢厚生（退職共済）年金・障害厚生（共済）年金・障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。			
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円（定額）	<p>◇埋葬料請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋火葬許可証の写し 退職後に加入した健康保険証の写し 退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等（原本：確認後返却）
出産手当金	<p>組合員期間が1年以上であった者の出産日（又は出産予定日）が、退職日から42日以内であるとき</p>	<p>支給開始日（※2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額の内平均額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く）</p>	<p>◇出産手当金請求書 （暦月単位で請求）</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職後に加入した健康保険証の写し 退職月の出勤簿の写し
<p>※出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間。</p> <p>ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。</p>			
出産費	組合員期間が1年以上であった者が、退職後6か月以内に出産したとき	<p>500,000円</p> <p>産科医療補償制度加入機関において在胎22週以上で出産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度未加入機関〕での出産は488,000円</p>	<p>◇出産費請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関等から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し 医療機関等から交付される公立学校共済組合大阪支部を保険者とした「直接支払制度の活用に関する合意文書」の写し 退職後に加入した健康保険証の写し
※退職後に加入した健康保険制度から同様の給付を受ける場合は支給されません。			

（※2）退職日の翌日から傷病手当金等の支給が開始する場合は、退職日となります。

3 病気やケガにより医療機関を受診した場合

(1) 高額療養費（退職後、どの健康保険制度へ加入した場合でも支給されます。）

医療機関等で診療を受けた場合は、医療費の3割（就学前児童等は2割）が自己負担となります。自己負担が高額となり一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

【参考：70歳未満の自己負担限度額（公立学校共済組合へ加入される場合）】

適用区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
ア	830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税者(※)	35,400円	24,600円

(※) 組合員が市町村民税の非課税者である場合です。ただし、組合員の標準報酬月額が530,000円以上である場合は、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

(2) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

（退職後も公立学校共済組合へ加入される場合は支給されます。）

一つの医療機関等（入院・外来別）で、1か月間に支払った医療費の自己負担額【窓口負担額(※1)】が25,000円(※2)を超えた場合に支給されます。

区分	給付の種類	給付の内容
組合員	一部負担金払戻金	給付額 = 窓口負担額(※1) - 25,000円(※2) (100円未満切捨て)
被扶養者	家族療養費附加金	

(※1) 高額療養費が支給される場合は、高額療養費を除いた額となります。

(※2) 組合員の標準報酬月額が530,000円以上である場合は50,000円になります。

共済組合からの支給の例（基礎控除額25,000円：高額療養費の適用区分「ウ」）

* 医療費が100万円の場合 *

100万円			
①	③	④	25,000円
← 共済組合負担		← ②窓口負担	

- ① 共済組合の負担額 700,000円
- ② 組合員の窓口負担 300,000円
- ③ 高額療養費(※) 212,570円
- ④ 一部負担金払戻金 62,400円

(※) 高額療養費の計算（適用区分「ウ」の場合）

$$③ \quad 300,000 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%) = 212,570$$

$$④ \quad 87,430 - 25,000 = 62,400$$

$$③ + ④$$

→ 共済組合からの支給は274,970円

※公立学校共済組合へ加入される場合、高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金は、自動給付となります。（請求手続きは不要です。）